



那塩国運第 3 号
令和 7 (2025) 年 1 2 月 2 6 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市国民健康保険運営協議会
会長 加 藤 拓 央



答 申 書

令和 7 (2025) 年 1 2 月 1 7 日付け那塩国第 3 4 8 号で諮問のあったことについて、次のとおり答申します。

○那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正について

令和 8 年 (2026) 年 4 月 1 日より、医療給付費分賦課限度額を 6 5 0, 0 0 0 から 6 6 0, 0 0 0 円に、後期高齢者支援金分賦課限度額を、2 4 0, 0 0 0 円から 2 6 0, 0 0 0 円にすることは適当と認めます。

○那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課について

令和 8 年 (2026) 年 4 月 1 日より、那須塩原市国民健康保険税条例において、「子ども・子育て支援納付金分」を追加し、その算定方式及び税率等については、次のとおりとすることは適当と認めます。

算 定 方 式	税 率 ・ 額
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.2 を乗じて算定する。
均等割額	被保険者 1 人につき 1,100 円とする。
1 8 歳以上 均等割額	1 8 歳以上被保険者 1 人につき 100 円とする。
平等割額	1 世帯につき 700 円とする。
賦課限度額	政令で定める額とする。